　　　　　　　　　様

|  |
| --- |
| **利用契約書**  **重要事項説明書** |

**指定介護予防訪問看護・指定訪問看護**

**ナースステーション　さつき**

**連絡先　０５３２－３９－６６３５**

令和7年4月1日改定

**利用契約書**

　　　　　　　　様（以下「利用者」という）と株式会社ケアサポート（以下「事業者」という）は、事業者が提供する介護予防訪問看護及び指定訪問看護（以下「訪問看護サービス」という）について、次のとおり契約を締結します。

第１条（契約の目的）

　事業者は、利用者に対し、介護保険法・医療保険各法その他関係法令及びこの

契約書に従い、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持

回復を目指すことを目的として、訪問看護サービスを提供し、利用者は事業者に

対し、訪問看護サービスに対する料金を支払います。

第２条（契約期間）

１　この契約の契約期間は、契約の日から利用者の要支援認定又は要介護認定（以下、「要介護認定等」という）の有効期限満了日までとします。

２　契約期間満了日の１週間前までに、利用者から契約更新しない旨の申し出がない場合は、この契約は自動更新されるものとし、以後も同様とします。

３　この契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、期間経過の翌日から

更新後の要介護認定等の有効期間満了日までとします。

４　医療保険での訪問看護サービスを利用する場合、この契約の契約期間は、契約の日から利用者から契約終了の申し出があるまでの期間とします。

第３条（訪問看護計画の作成及び変更）

１　事業者は、主治医の指示、利用者の日常生活全般の状況及びその意向を踏まえて、介護予防サービス計画又は居宅サービス計画（以下、「ケアプラン」という）に

沿って訪問看護計画を作成します。

２　事業者は、利用者が訪問看護サービスの内容や提供方法の変更を希望する場合で、

その変更がケアプランの範囲内で実施することが可能な場合には、速やかに訪問

看護計画の変更などの対応を行います。

３　事業者は、利用者がケアプランの変更を希望する場合は、速やかに担当の包括

支援センター又は介護支援専門員に連絡するなど必要な援助を行います。

４　事業者は、訪問看護計画の作成及び変更にあたっては、その内容を利用者及び

その家族に説明し、同意を得た上で、これを交付します。

第４条（提供する訪問看護サービスの内容）

１　利用者が提供を受ける訪問看護サービスの内容は訪問看護計画に定めたとおり

です。事業者は、この訪問看護計画に定めた内容の訪問看護サービスを提供します。

２　事業者は、訪問看護員を利用者の居宅に派遣し、訪問看護計画に沿って訪問看護サービスを提供します。

３　第２項の訪問看護員は、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の有資格者です。

４　訪問看護計画が利用者の合意をもって変更され、事業者が提供する訪問看護

サービスの内容又は介護保険及び医療保険適用の範囲が変更となる場合は、利用者の了承を得た上で、新たな内容の訪問看護計画を作成し、それをもって訪問看護

サービスの内容とします。

第５条（サービス提供の記録等）

１　事業者は、訪問看護サービスの提供に関する記録を整備し、完結の日から５年間はこれを適正に保存します。

２　利用者及びその家族は事業者に対し、前項の記録の閲覧及び複写を求めることができます。但し、事業者は利用者に対し、複写に要する実費相当額を請求できる

ものとします。

３　事業者は、契約の終了にあたって必要があると認められる場合は、利用者の同意を得た上で、利用者の指定する主治医、他の地域包括支援センター又は居宅介護

支援事業者へ第１項の記録の写しを交付できるものとします。

第６条（利用料）

１　利用者は、提供を受けたサービスの対価として、重要事項説明書に定める所定の利用者負担額及びサービス利用にかかる実費負担額を基に計算された利用月ごとの合計額を支払います。

２　事業者が提供する訪問看護サービスが、介護保険及び医療保険の適応を受ける

場合は、利用者は事業者に対し、関係法令に基づく利用者負担割合に応じた利用者負担額を支払います。

但し、介護保険法及び医療保険各法に基づいて、利用者が保険給付を償還払い

（一旦全額を支払い、その後市町村から介護保険利用者負担額を除いた額の払い戻しを受ける方法）を選択する場合は、事業者に対し、料金の全額を支払います。

３　利用者は、居宅において事業者が、訪問看護サービスの提供をする為に使用する水道、電気、ガス、電話の費用を負担します。

第７条（サービスの中止）

１　利用者は事業者に対し、サービス提供の前日までに通知することにより、訪問

看護サービスの利用を中止することができます。

２　利用者が事業者に対し、訪問看護サービスの提供を前日までに通知することなく、

サービスの利用の中止を申し出た場合は、事業者は利用者に対し、重要事項説明書に定めるキャンセル料を請求することができます。この場合のキャンセル料は、

第６条に定める他の利用料の支払いとあわせて請求します。

第８条（利用料の変更）

事業者は、介護保険法・医療保険各法その他関係法令の改定により、利用者

負担額に変更が生じた場合は、利用者に対し、速やかに変更の時期及び変更後の

利用料を説明の上、変更後の利用者負担額を請求することができるものとします。但し、利用者は、この変更に同意することができない場合には、この契約を解約

することができます。

第９条（利用料の滞納）

１　利用者が正当な理由なく、事業者に支払うべき利用料を２ヶ月分以上滞納した

場合は、事業者は利用者に対し、１ヶ月以上の猶予期間を設けた上で支払い期限を定め、当該期限までに利用料が支払われない場合は、この契約を解約する旨の催告をすることができます。

２　事業者は、前項に定める催告をした場合には、担当の地域包括支援センター又は介護支援専門員と連絡をとり、利用者の日常生活を維持する見地から、解約後も

利用者の健康や生命に支障がないよう、必要な措置を講じます。

３　事業者は、前項の措置を講じた上で、利用者が第１項の期間内に滞納額の支払いをしなかった場合は、文書で通知をすることにより、この契約を解約することが

できます。

第１０条（利用者の解約権）

１　利用者は事業者に対し、３日間以上の予告期間を設けることにより、この契約の解約を申し出ることができます。但し、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が３日間以内でもこの契約を解約することができます。

２　利用者は、事業者が次の事由に該当した場合は、直ちにこの契約を解約することができます。

一　事業者が正当な理由もなく訪問看護サービスを提供しない場合

二　事業者が守秘義務に反した場合

三　事業者が利用者及びその家族に対し、社会通念を逸脱する行為を行った場合

四　事業者が破産した場合

第１１条（事業者の解約権）

１　事業者は、利用者が次の事由に該当した場合は、文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。

一　利用者が、契約締結時及び契約期間中に、その心身の状況及び病歴等の重要

事項について故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果この契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

二　第９条第３項による場合

三　利用者が、事業者の通常の事業の実施地域外に転居し、事業者において訪問

看護サービスの提供の継続が困難であると見込まれる場合

四　利用者が、法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず、改善の見込みがなく、この契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

五　その他訪問看護サービスの提供をする上でやむを得ない事情が発生した場合

２　事業者は、前項に基づいて解約通知をする場合、担当の地域包括支援センター

又は介護支援専門員に事前に連絡をします。

第１２条（契約の終了）

次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

一　第２条第２項に基づき、利用者から契約終了の意思表示がなされ、契約期間が満了した場合

二　第８条もしくは第１０条に基づき、利用者から解約の意思表示がなされた場合

　三　第１１条に基づき、事業者から解約の意思表示がなされた場合

　四　主治医により訪問看護が必要ないと判断された場合

五　利用者が、介護保険施設、医療施設等に入所又は入院した場合

六　利用者の要介護区分が、非該当（自立）となった場合

七　利用者が、死亡もしくは被保険者資格を失った場合

第１３条（秘密保持）

１　事業者は、訪問看護サービスを提供する上で、知り得た利用者及びその家族に

関する秘密及び個人情報については、正当な理由がない限り、契約中及び契約終了後においても、第三者には漏らすことはありません。

２　事業者は、事業者の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者及びその家族に

関する秘密及び個人情報を漏らすことがないよう必要な処置を講じます。

３　事業者は、利用者及びその家族の同意を得た上で、医療機関、地域包括支援

センター又は居宅介護支援事業者との連絡調整その他必要な範囲で、個人情報を

用いることができるものとします。また、個人情報の利用については、重要事項

説明書に定める個人情報の取り扱いのとおりです。

４　事業者は、第１項の規定にかかわらず、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に

対する支援等に関する法律（平成１７年法律１２４号）に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

第１４条（苦情相談）

１　利用者及びその家族は、提供された訪問看護サービスに相談、苦情がある場合は、

重要事項説明書に記載された事業者の相談窓口及び関係機関に対し、いつでも相談、苦情を申し立てることができます。

２　事業者は、提供した訪問看護サービスについて、利用者及びその家族からの相談、

苦情等の申し出があった場合は、迅速かつ誠実に対応します。

３　事業者は、利用者及びその家族が苦情等の申し出などを行ったことを理由として、何ら不利益な扱いもしません。

第１５条（賠償責任）

１　事業者は、訪問看護サービスの提供にあたって、利用者の生命・身体・財産に

損害を与えた場合、その損害を賠償します。但し、その損害について事業者の故意又は過失によらない場合は、この限りではありません。

２　事業者は、前項の義務履行を確保するため、賠償責任保険に加入します。

第１６条（緊急時の対応）

１　事業者は、訪問看護サービスの提供中に、利用者の病状が急変した場合その他

必要な場合は、迅速に主治の医師に連絡を取るなど必要な措置を講じます。

２　事業者は、利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、２４時間

　連絡及び対応できる体制をとっています。

第１７条（身分証明書の携帯義務）

事業者の訪問看護員は、常に身分証明を携帯し、初回訪問時又は利用者及びその家族から提示を求められた場合には、いつでも身分証明書を提示します。

第１８条（連携）

　事業者は、訪問看護サービスの提供にあたり、担当の主治医、地域包括支援

センター又は介護支援専門員、その他地域の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第１９条（保証人）

１　利用者は、自らの判断によるこの契約に定める権利の行使と義務の履行に支障が生じるときは、あらかじめ選任した保証人をもって行わせることができます。

２　保証人は、利用者の事業者に対するこの契約に基づく全ての債務について、

利用者と連携して保証することとします。

第２０条（契約外事項）

　この契約に定めのない事項については、介護保険法・医療保険各法その他関係

法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議により定めます。

第２１条（協議事項）

　　この契約に関して問題が生じた場合は、第１条記載の目的のため、当事者が互いに信義に従い、誠実に協議した上で解決するものとします。

第２２条（裁判管轄）

　　この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合には、利用者の所在地を管轄する

裁判所を第一管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

**重要事項説明書**

**１．事業の目的と運営方針**

【事業の目的】

利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、利用者の心身機能の維持回復を目的としています。

【事業の運営方針】

事業の実施にあたっては、介護保険法・医療保険各法その他関係法令に従い、

利用者の意思及び人格を尊重し、関係市町村、他の介護保険サービス事業者、その他地域の保健、医療、福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービス提供に努めます。

**２．事業者の概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 法人名称 | 株式会社ケアサポート |
| 法人の所在地 | 豊川市大堀町293番地 |
| 代表者氏名 | 代表取締役　本多　康夫 |
| 設立年月日 | 平成３０年６月１日 |
| 電話番号 | （０５３３）６５－８７０２ |

**３．事業所の概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所名称 | ナースステーション　さつき |
| サービスの種類 | 指定介護予防訪問看護　　　（令和４年２月１日指定）  指定訪問看護　　　　　　 （令和４年２月１日指定） |
| 指定番号 | 指定介護予防訪問看護　　　　第 ２３６２０９０６４５ 号  指定訪問看護 　　第 ２３６２０９０６４５ 号 |
| 事務所の所在地 | 豊橋市佐藤一丁目５番地3 |
| 電話番号 | （０５３２）３９－６６３５ |
| 管理者氏名 | 佐藤節子 |
| 事業の実施地域 | 豊橋市、豊川市全域 |
| 営業日時 | 日曜日から土曜日　午前９時００分～午後６時００分 |
| サービス提供時間 | 午前９時００分～午後６時００分　（２４時間対応可） |

**４．事業所の従業員体制**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 職種 | | 常勤 | 非常勤 | 職務の内容 |
| 管理者 | | １名 | 名 | 業務の一元的な管理 |
| 訪問看護員等 | | ５名 | １０名 | 訪問看護の提供 |
|  | 看護師 | ２名 | ６名 |
| 准看護師 | ３名 | ４名 |
| 理学療法士 | 名 | 名 |
| 作業療法士 | 名 | 名 |
| 言語聴覚士 | 名 | 名 |

**５．サービスの概要**

|  |  |
| --- | --- |
| サービス区分・種類 | 内容 |
| 介護予防訪問看護計画及び  訪問看護計画の作成 | ・介護予防サービス計画又は居宅サービス計画に  基づき、利用者の意向や心身の状況等を踏まえた  介護予防看護計画又は訪問看護計画の作成 |
| 健康状態・症状の観察 | ・血圧・体温・脈拍などのチェック  ・病気や障害の状態観察 |
| 療養生活の支援 | ・清拭・洗髪・入浴介助等による清潔保持  ・食事・排泄などの介助及び指導 |
| 医師の指示による医療処置 | ・褥瘡・創傷などの医師の指示に基づく医療処置  ・点滴薬剤及び服薬管理  ・医療機器管理 |
| 認知症・精神疾患の看護 | ・認知症状、認知症介護への相談及び助言  ・内服薬の管理 |
| ターミナルケア | ・緩和ケア  ・利用者及びご家族への支援 |
| ご家族等への支援・相談 | ・介護方法の助言及び精神的支援  ・健康管理、日常生活に関する相談 |
| 在宅でのリハビリテーション | ・拘縮予防、筋力低下予防及び機能訓練  ・住環境整備への助言 |
| その他 | ・多職種との連携  ・地域の社会資源の活用 |

**６．サービスの利用にあたっての留意事項**

【サービス提供を行う訪問看護員】

（１）サービス提供時に、担当の訪問看護員を決定します。但し、サービス提供に

あたっては、複数の訪問看護員が交替しサービス提供を行います。

（２）利用者及びその家族から、特定の訪問看護員の指名をすることはできませんが

訪問看護員についてお気づきの点やご要望がありましたらご相談下さい。

【サービス提供時の留意事項】

1. 被保険者証等の確認

サービス提供に先立って、被保険者証等に記載された内容の確認をさせて

いただきます。

1. サービス提供にあたり、利用者は本書面に記載されるサービス以外の業務を

事業所に依頼することはできません。

（３）サービス提供に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、実際の

提供にあたっては、利用者の訪問時の状況、事情及び意向等について十分に

配慮するものとします。

（４）利用者及びその家族から訪問看護員に対する、セクシュアルハラスメント、

飲酒の強要、暴力行為その他迷惑行為があった場合等により、サービス提供が困難と判断した場合には、サービスの提供を中止することがあります。

（５）サービス提供当日に、利用者の体調等の理由で、予定されていたサービス提供ができない場合は、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、

変更したサービス内容と時間に応じたサービス利用料を請求します。

【訪問看護員の禁止行為】

訪問看護員は、サービス提供にあたり、次に該当する行為は行いません。

（１）利用者又はその家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり

（２）利用者又はその家族からの金銭、物品、飲食の授受

（３）利用者の同居家族に対するサービス提供

（４）利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食

（５）身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）

（６）その他利用者又はその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、

その他迷惑行為

**７－１．訪問看護サービス利用料（介護保険適用）**

下記の利用表は自己負担額（１割負担）の場合です。負担額は保険証に記載された

給付率によります。

**【基本利用料の目安】**（平常時間帯の利用　午前８時から午後６時まで）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 単位数 | １割負担 |
| 訪問看護費／回  ２０分未満 | （介護予防）　　　　３０３単位 | ３１０円 |
| ３１４単位 | ３２１円 |
| 訪問看護費／回  ３０分未満 | （介護予防）　　　　４５１単位 | ４６１円 |
| ４７１単位 | ４８１円 |
| 訪問看護費／回  ３０分以上６０分未満 | （介護予防）　　　　７９４単位 | ８１１円 |
| ８２３単位 | ８４１円 |
| 訪問看護費／回  ６０分以上９０分未満 | （介護予防）　　１，０９０単位 | １，１１３円 |
| １，１２８単位 | １，１５２円 |

※准看護師が訪問看護サービスを提供した場合、上記の９０／１００となります。

※令和３年９月３０日までの間は、上記について所定単位数の千分の千一に相当する単位

　数を算定します。

**【加算利用料等の目安】**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 単位数 | | １割負担 |
| 初回加算Ⅰ／月 | 月の初日 | ３５０単位 | ３５８円 |
| 初回加算Ⅱ／月 | 月の初日 | ３００単位 | ３０７円 |
| 専門管理加算／月 | | ２５０単位 | ２５６円 |
| 複数名訪問看護加算／回 | ３０分未満 | ２５４単位 | ２６０円 |
| ３０分以上 | ４０２単位 | ４１１円 |
| 長時間訪問看護加算／回 | | ３００単位 | ３０７円 |
| 緊急時訪問看護加算Ⅰ（／月） | | ６００単位 | ６１３円 |
| 緊急時訪問看護加算Ⅱ（／月） | | ５７４単位 | ５８６円 |
| 夜間・早朝訪問看護加算 | ６時～８時 | 【基本利用料】×２５％ | |
| １８時～２２時 | 【基本利用料】×２５％ | |
| 深夜訪問看護加算 | ２２時～翌６時 | 【基本利用料】×５０％ | |
| 特別管理加算（Ⅰ）／月  　　　　　　（Ⅱ）／月 | 重症度の高い者 | ５００単位 | ５１１円 |
| 上記以外 | ２５０単位 | ２５６円 |
| 退院時共同指導加算／回 | | ６００単位 | ６１３円 |
| 看護・介護職員連携強化加算／１回限り | | ２５０単位 | ２５６円 |
| ターミナルケア加算（要介護のみ）／月 | | ２，５００単位 | ２，５５３円 |

※適応となる加算については、適時説明いたします。

**※初回加算（Ⅰ）（Ⅱ）**

新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、初回もしくは初回のサービス提供をした日の属する月に算定。

　対象者例（Ⅰ）病院等から退院した日に初回の訪問看護を行った場合

　　　　　（Ⅱ）病院等から退院した日の翌日以降に初回の訪問看護を行った場合

**※専門管理加算**

専門の研修を受けた看護師または特定行為研修を修了した看護師が、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定。

**※複数名訪問看護加算**

利用者の心身の状況により、１人で看護を行うことが困難な場合、２人の看護師等

でサービス提供を行った場合に算定。

**※長時間訪問看護加算**

　特別な管理を必要とする利用者に対し、９０分以上のサービス提供を行った場合に算定。

**※緊急時訪問看護加算（Ⅰ）（Ⅱ）**

　事業所が、利用者又はその家族から電話等により常時対応でき、必要に応じて計画的に訪問することとなっていない緊急の訪問を行う体制にある場合、利用者又は家族の同意を得て算定。

**※夜間・早朝・深夜の訪問看護**

　夜間及び早朝、又は深夜に計画的なサービス提供を行った場合に、上記料金表に

記載の割合で所定の単位数に加算。（緊急時訪問看護加算を算定している場合は、

１月以内の２回目以降の夜間帯の緊急訪問を行った場合に２回目以降に加算。）

**※特別管理加算（Ⅰ）（Ⅱ）**

　特別な管理が必要とする利用者に対して、サービスの実施にあたり、計画的な管理を行った場合に算定。

　対象者例（Ⅰ）気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態

　　　　　（Ⅱ）人工肛門、人工膀胱を設置している状態、真皮を越える褥瘡の状態

**※退院時共同指導加算**

　病院、医療施設等に入院又は入所中の者が退院又は退所するにあたり、事業所の

看護師等（准看護師を除く）が、主治医等と共同し療養上必要な指導を行い、文書により提供した場合に、初回の訪問時に加算。（初回加算を算定しない場合に限る。）

**※看護・介護職員連携強化加算**

　訪問介護事業所と連携し、喀痰吸引等の特定行為業務が必要な利用者に係る計画の作成や訪問介護員等への助言及び支援等を行った場合に加算。

**※ターミナルケア加算**

利用者及びその家族の同意を得た上で、死亡日及び死亡日１４日以内に２日以上

ターミナルケアを実施した場合に、死亡月につき加算。（ターミナルケアを実施中

もしくは実施後に、２４時間以内に死亡が確認された場合を含む）

**７－２．訪問看護サービス利用料（医療保険適用）**

下記の利用表は自己負担額（１割負担）の場合です。負担額は保険証に記載された

給付率によります。

**【基本利用料の目安】**（平常時間帯の利用　午前８時から午後６時まで）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 料金 | | １割負担 |
| 基本療養費Ⅰ／回 | 週３日まで | ５，５５０円 | ５５５円 |
| 週４日以降 | ６，５５０円 | ６５５円 |
| 基本療養費Ⅱ（同一建物居住者）  ※表は同一日に２人の場合 | 週３日まで | ５，５５０円 | ５５５円 |
| 週４日以降 | ６，５５０円 | ６５５円 |
| 基本療養費Ⅲ（外泊時） | | ８，５００円 | ８５０円 |

**【加算利用料等の目安】**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | | 料金 | | １割負担 |
| 訪問看護管理療養費１、２ | | 月の初日 | ７，６７０円 | ７６７円 |
| 訪問看護管理療養費１ | | ２日以降／日 | ３，０００円 | ３００円 |
| 訪問看護管理療養費２ | | ２日以降／日 | ２，５００円 | ２５０円 |
| 難病等複数回訪問看護加算  同一建物の人数２人以下 | | ２回訪問／日 | ４，５００円 | ４５０円 |
| ３回以上／日 | ８，０００円 | ８００円 |
| 難病等複数回訪問看護加算  同一建物の人数３人以上 | | ２回訪問／日 | ４，０００円 | ４００円 |
| ３回以上／日 | ７，２００円 | ７２０円 |
| 複数名訪問看護加算／回  同一建物の人数２人以下 | | 看護師等同行 | ４，５００円 | ４５０円 |
| 准看護師同行 | ３，８００円 | ３８０円 |
| 看護補助者同行 | ３，０００円 | ３００円 |
| 複数名訪問看護加算／回  同一建物の人数３人以上 | | 看護師等同行 | ４，０００円 | ４００円 |
| 准看護師同行 | ３，４００円 | ３４０円 |
| 看護補助者同行 | ２，７００円 | ２７０円 |
| 長時間訪問看護加算／回 | | | ５，２００円 | ５２０円 |
| 緊急訪問看護加算／月14日目まで | | | ２，６５０円 | ２６５円 |
| 緊急訪問看護加算／月15日目以降 | | | ２，０００円 | ２００円 |
| 夜間・早朝訪問看護加算／回 | | ６時～８時 | ２，１００円 | ２１０円 |
| １８時～２２時 | ２，１００円 | ２１０円 |
| 深夜訪問看護加算／回 | | ２２時～翌６時 | ４，２００円 | ４２０円 |
| ２４時間対応体制加算／月 | | １月につき | ６，８００円 | ６８０円 |
| 特別管理加算／月 | | 重症度の高い者 | ５，０００円 | ５００円 |
| 上記以外 | ２，５００円 | ２５０円 |
| 退院時共同指導加算／月 | | 初回訪問時 | ８，０００円 | ８００円 |
| 在宅患者連携指導加算／月１回限り | | | ３，０００円 | ３００円 |
| 訪問看護情報提供療養費１～３／月１回限り | | | １，５００円 | １５０円 |
| 訪問看護ターミナルケア療養費／月 | | | ２５，０００円 | ２，５００円 |
|  | 看取り介護加算算定あり | | １０，０００円 | １，０００円 |
| 訪問看護医療ＤＸ情報活用加算／月 | | | ５０円 | ５円 |

※適応となる加算については、適時説明いたします。

**※訪問看護管理療養費**

　訪問看護計画を主治医に提出し、利用者に対し計画的管理を継続して行った場合に加算。

**※難病等複数回訪問看護加算**

　厚生労働大臣が定める疾病等の利用者、特別訪問看護指示書期間の利用者に対して、

必要に応じて１日２回又は３回以上訪問した場合に加算。

**※複数名訪問看護加算**

利用者の心身の状況により、１人で看護を行うことが困難だと認められる場合に、２人

の看護師等でサービス提供を行った場合に加算。

**※長時間訪問看護加算**

　厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者に対し、１回の訪問時間が９０分を

越えた場合について週１回に限り加算。

**※緊急訪問看護加算**

　利用者又はその家族の求めに応じ、主治医の指示により緊急の訪問を行った場合に加算。

**※夜間・早朝・深夜訪問看護加算**

　夜間・早朝・深夜で利用者の求めに応じ、訪問した場合に、それぞれ１日１回ずつ加算。

**※２４時間対応体制加算**

必要時の緊急訪問に加えて、営業時間外における利用者又はその家族へ助言等の適切な管理などの対応ができる体制を整備し、利用者又はその家族の同意を得た場合に加算。

**※特別管理加算**

　特別な管理を必要とする利用者に対し、実施に関する計画的な管理を行った場合に加算。

**※退院時共同指導加算**

　病院、医療施設等に入院又は入所中の者が退院又は退所するにあたり、事業所の

看護師等（准看護師を除く）が、主治医等と共同し療養上必要な指導を行い、文書に

より提供した場合に、初回の訪問時に加算。

**※在宅患者連携指導加算**

　利用者の同意を得て、訪問診療、歯科、薬局と文書等により情報共有を行い、事業所の看護師等（准看護師を除く）がそれを踏まえた療養上の指導を行った場合に加算。

**※訪問看護情報提供療養費１～３**

　利用者の同意を得て、市町村等、義務教育諸学校、医療機関等の求めに応じ、情報提供をした場合に、月１回に限り加算。

**※訪問看護ターミナルケア療養費**

利用者及びその家族の同意を得た上で、死亡日及び死亡日１４日以内に２日以上

ターミナルケアを実施した場合に、死亡月につき加算。（ターミナルケアを実施中

もしくは実施後に、２４時間以内に死亡が確認された場合を含む）

**※訪問看護医療DX情報活用加算**

　オンライン資格確認によって利用者様の診療情報や薬剤情報等を取得した上で、計画的な管理を行うとともに質の高い訪問看護を提供する場合に加算。

|  |
| --- |
| **【緊急時訪問看護加算及び２４時間対応体制加算についての同意】**  **〇緊急時訪問看護加算（介護保険適用）**  営業時間外でおいても利用者又はその家族から、電話等により看護に関する  意見を求められた場合に助言・指導等の対応を常時行うとともに、必要に応じ  計画的に訪問することとなっていない緊急の訪問を行います。  **〇２４時間対応体制加算（医療保険適用）**  営業時間外でおいても利用者又はその家族から、電話等により看護に関する  意見を求められた場合に助言・指導等の対応を常時行うとともに、必要に応じ  緊急時訪問看護を行います。  上記について説明を受け、このサービスを利用することに  **同意します　　・　　同意しません** |

【サービスにかかる実費負担額】

**〇交通費　　　　　　　　　　　　　　　 　　片道１キロメートルあたり　１００円**

利用者の居宅が、通常の事業実施地域以外の場合、事業の実施地域を超えた地点

から訪問看護員がサービス提供にあたり移動に要した交通費は、その実費を徴収

します。

**〇キャンセル料　　　　　利用当日の中止の場合　予定のサービスの利用者負担相当額**

サービスの利用を中止又は変更する際は、サービス利用の前日までにご連絡下さい。尚、当日の中止の場合、キャンセル料をお支払いいただくことがあります。但し、利用者の容態の急変等やむを得ない場合には、この限りではありません。

**〇その他の実費負担**

（１）サービスに関する記録の複写を必要とする場合は、その実費を徴収します。

（２）サービス提供に必要と指定する利用者自宅の用具備品等（水道、ガス、電気

含む）は、訪問看護員が無償で使用させていただきます**。**

|  |
| --- |
| **【訪問看護サービス利用料等に関する注意事項】**  ※ 請求金額の計算は利用月ごとの合計単位で行うため、端数処理により若干の金額  の違いが生じる場合があります。  ※ 主治の医師（介護老人保健施設の医師を除く）から、急性増悪等により一時的に  頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日  から１４日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険に  よる訪問看護の提供となります。  ※ 介護保険による訪問看護は、当事業所と同一建物若しくは同一の敷地内若しくは  隣接する敷地内の建物に居住する利用者又は当事業所における一月当たりの利用者が２０人以上居住する建物の利用者にサービス提供を行った場合は、上記金額の  ９０／１００となります。  ※ 利用者が、要支援又は要介護認定を受けていない場合には、償還払い（一旦全額  を支払い、要支援又は要介護認定を受けた後、市町村から自己負担額を除く金額  の払い戻しを受ける方法）となります。介護予防サービス計画又は居宅サービス  計画が作成されていない場合も同様です。また、償還払いとなる場合、利用者が  保険給付申請のために必要な「サービス提供証明書」を交付します。  ※　介護保険法・医療保険各法の改正等により、各保険からの給付額に変更が生じた  場合は、変更後の額に合わせて、利用者負担額の変更をします。  ※　介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、利用料金の  全額が利用者の負担となります。 |

**８．サービス利用料のお支払い方法**

（１）利用料は、サービス提供ごとの所定の利用者自己負担額及びその他の費用の額を基に計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。

（２）上記に係る請求書は、利用明細を添付し、利用月の翌月１５日前後に利用者宛にお届け（郵送）します。

（３）利用者自己負担額その他費用のお支払い方法は、ご利用月の翌月２７日（休日の場合はその翌日）に口座振替にて、又は翌月末日までに事業者の指定する金融機関口座にてお支払ください。なお、振込支払の場合、振込手数料は利用者負担となります。

**９．緊急時の対応**

事業者は、サービス提供中に、利用者の病状が急変した場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師に連絡を行うなどの必要な措置を講じるとともに、利用者が

あらかじめ指定する連絡先に連絡を行います。

**１０．事故発生時の対応**

事業者は利用者に対し、サービス提供により事故が発生した場合には、速やかに

利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、

事業者は、事故の原因を解明し、再発を防ぐ為の対策を講じます。

**１１．損害賠償責任**

事業者は利用者に対し、サービス提供あたり、利用者の生命、身体、財産等に損害が生じた場合は、天変地異等不可抗力による場合を除き、速やかにその損害を賠償

します。但し、事業者の故意又は過失によらない場合は、この限りではありません。また、事業者は、前項の義務履行を確保するため、賠償責任保険に加入しています。

**１２．虐待の防止**

乙は、甲の人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとします。

1. 虐待の防止に関する責任者の選定
2. 成年後見制度の利用支援
3. 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
4. 苦情解決体制の整備
5. 虐待防止のための対策を検討する委員会の設置

２　乙は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを指定権者に通報します。

**１３．身体拘束の禁止**

　乙は、サービス提供にあたり身体拘束その他甲の行動を制限する行為を行いません。

　但し、甲又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、

この限りではありません。

２　前項但し書きの規定に基づき身体拘束等の行為を行った場合には、乙は直ちに

　　その日時、態様、甲の心身の状況、緊急やむを得なかった理由、当該行為が必要と判断した職員等及び当該行為を行った職員等の氏名その他必要な事項について、サービス提供記録等に記録します。

３　事業所は、身体拘束等の適性を図るため、次の措置を講ずるものとします。

1. 身体拘束等の適正化のための責任者の選定
2. 身体拘束等の適正化のための指針の整備
3. 身体拘束等の適正化のための研修の実施
4. 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置

**１４.ハラスメント防止**

事業者は、介護の現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労環境が

築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

２　事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ　相当な範囲を超えるような下記の行為は組織として許容しません。

1. 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ばされそうになった）行為

〈身体的暴力〉

　　　（２）個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為　　〈精神的暴力〉

　　　（３）意に沿わない性的な言動、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為

　　　　　　〈セクシュアルハラスメント〉

３　上記の対象は、当該法人職員、取引先事業所の方、ご利用者及びその家族等と

なります。

**１５.業務継続計画の策定について**

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対す訪問看護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非日常の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

1. 事業所は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
2. 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続

計画の変更を行います。

**１６．個人情報の取り扱い**

「個人情報の取り扱いについて」のとおり。

**１７．苦情相談窓口**

【当事業所における苦情の受付】

**〇事業所お客様相談窓口**

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所名 | ３　事業者の概要　「事業所」と同様 |
| 担当者 | ３　事業者の概要　「管理者」とする |
| 電話番号 | ３　事業者の概要　「電話番号」と同様 |

【行政機関その他苦情受付窓口】

**〇市町村介護保険相談窓口（受付時間　午前８時３０分～午後５時４５分まで）**

|  |  |
| --- | --- |
| 担当課名 | 東三河広域連合介護保険課 |
| 所在地 | 豊橋市八町通二丁目１６番地　豊橋職員会館5階 |
| 電話番号 | ０５３２－２６－８４７１ |

**〇愛知県国民健康保険団体連合会（国保連）**

|  |  |
| --- | --- |
| 担当課名 | 愛知県国民健康保険団体連合会 |
| 所在地 | 名古屋市東区泉一丁目６番５号 |
| 電話番号 | ０５２－９７１－４１６５ |

**個人情報の取り扱いについて**

１　基本的事項

　　事業者は、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別される又は

識別される可能性があるものをいう）の保護の重要性を認識し、事業者が提供

する介護保険サービス及び障害福祉サービスの提供にあたっては、個人の権利

利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行うものとします。

２　秘密の保持

　　事業者は、サービス提供により業務上で知り得た利用者及びその家族に関する

秘密及び個人情報について、第三者に漏らすこと又は不当な目的に使用することはありません。利用契約が終了又は解約された後においても同様とします。

３　従業員の遵守

　　事業者は、事業者の従業員が在職中及び退職後においても、業務上知り得た秘密及び個人情報について、第三者に漏らすこと又は不当な目的に使用することが

ないよう個人情報保護に必要な事項を遵守させるものとします。

４　収集の制限、内容の正確性の確保

　　事業者は、サービス提供のために個人情報を収集する場合、その利用目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な方法で収集するとともに正確かつ最新の内容に保つこととします。

５　利用の制限

　　事業者は、個人情報の取扱いにあたり、その利用目的を特定し、利用者及びその家族から同意を得た利用目的についてのみ利用します。また、同意された利用

目的以外に利用する場合は、個別に同意を得るものとします。

６　使用する事業者の範囲

　　当社及び地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、介護サービス事業者、

障害福祉サービス事業者、介護保険施設等、主治医、医療機関、民生委員、行政機関、保険者、委託業者とします。但し、上記以外への利用の必要がある場合、事前に利用者及びその家族の同意を得るものとします。

７　利用目的

（１）当社内部での利用目的

　・利用者への当社（予防）介護保険・医療保険・障害福祉各サービスの提供

　・介護保険・医療保険及び障害福祉事務

　・各事業所の運営管理業務

　・サービス利用の開始及び終了に係る管理

　・会計、経理

　・サービスの改善及び向上に関する業務

　・当社運営施設への入退去等の管理

（２）他の事業者等への情報提供

　・当該利用者にサービス提供する他の介護保険施設、介護サービス事業者、障害福祉サービス事業者、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、主治医等との連携（サービス担当者会議等）及び照会への回答

　　・家族等への心身の状況説明

　　・介護保険、医療保険及び障害福祉事務に関する審査支払機関へのレセプト提出

　　・介護保険、医療保険及び障害福祉事務に関する関係各機関からの照会への回答

　　・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

（３）上記以外の利用

　・サービスや業務の維持、改善の為のアンケート調査及び基礎資料

　・当事業所及び施設等において行われる教育実習への協力

　・行政機関、介護・医療関係事業者間等の研修会等への発表資料

（４）法令上、介護、医療及び障害福祉関係事業者が行うべき義務としての利用

　・関係各機関への事故等の報告

　・利用者の症状の急変が生じた場合の主治医、医療機関等への連絡など

（５）行政機関等の報告徴収、立入検査等への協力

・行政機関による指導、監査等への対応

・市町村による文書等提出の要求への対応

・市町村が行う利用者からの苦情に関する調査への対応

・第三者機関による介護サービスの評価・調査等への対応

　この契約の証として本契約書及び重要事項説明書を２通作成し、利用者及び事業者双方が署名押印のうえ、１通ずつ保有するものとします。

　　令和　年　　月　　日

（説明者）当時業者は、訪問看護サービスの提供にあたり、利用者もしくは代理人に対し、本書面に基づいて重要事項を説明しました。

説明者　所 在 地　豊橋市佐藤一丁目５番地3

　　　　事業所名　ナースステーション　さつき

　　　　説明者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（利用者）私は、本書面に基づいて事業者より、重要事項の説明を受け、この契約の定めるところに従い、貴事業所の訪問看護サービスの利用に同意します。

また、契約書第１３条３項、重要事項説明書に定める個人情報の使用に

ついて同意します。

利用者　住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

家族代表者　住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

続　柄（　　　　　　　）

（事業者）当事業者は、介護事業者として利用者の申し込みを受託し、この契約に

定める各種サービスについて、誠実に責任をもって行います。

　　　　　事業者　所 在 地　豊川市大堀町293番地

名　 称　株式会社ケアサポート

　　　　　　　　　代 表 者　代表取締役　本多康夫　　　　　　　印

**ナースステーション　さつき**

**緊急時連絡先**

営業時間　午前９時から午後６時まで（ナースステーションさつき）

|  |
| --- |
| **連絡先Ⅰ　TEL　０５３２－３９－６６３５** |

上記時間帯以外は以下にご連絡下さい。

|  |
| --- |
| **ひまわり　　TEL　０５３２－３９－９７７５** |
| **さつきの丘　TEL　０５３３－９５－２２２２** |

**又は**

|  |
| --- |
| **連絡先Ⅲ　携帯　０８０ー６９４３－６４４０** |

（待機看護師）